

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十五第

月二年七十和昭

論叢

日本經濟學の源流……………

經濟學博士 本庄榮治郎

資本主義的論理……………

經濟學博士 柴田敬

江戸時代の經濟問題……………

經濟學士 堀江保藏

海運政策の積極性……………

經濟學士 佐波宣平

景氣循環過程に於ける消費財產業の意義……………

經濟學士 青山秀夫

研究

サマル『人口論』の形而上學的基礎……………

經濟學士 白杉庄一郎

事變下の中小工業と金融……………

經濟學士 田杉競

トーマス・マンの重商主義思想……………

經濟學士 堀江英一

說苑

宋代の農田に就いて……………

經濟學士 穗積文雄

附錄

彙報・外國雜誌論題

佛印國際貸借に關する一考察

松岡孝兒

序 言

國際間の流通經濟關係に於いて、そのバランスは一般には國際貸借 (Balance des Comptes) 及び國際收支 (Balance des Payments) によつて考察されてゐる。勿論この二つの内容は夫々その名稱の異なるが如く同一ではないが、更にまた此等二つの夫々のものについてもそれが如何なる内容を有つかについては、今日まで理論上何等の定説もなければまた實際上何等の統一もされてゐない。例へば金の移動といふが如き項目について見ても、それがこれらバランスに於いて占める地位は各國各人により必ずしも同一でない。國際聯盟事務局も既にこれら二つの概念内容の統一調整について一應努力したやうであるが、尙ほ今日に於いて解決されて居らず、僅かに國際收支に關する標準型が國際聯盟事務局によつて示されてゐるに過ぎない¹⁾。

蓋しかかる國際經濟關係のバランスについては、夫々其の目標とするところ、更にはその目標の表現に於いて意圖するところに相違があるからである。

アフタリヨンはこれらのバランスを構成する貸方及び借方の内容に従つて六種の型をあげてゐる。一、貿易貸借 (Balance commerciale) 二、商品勞務貸借 (Balance des Marchandises et Services) 三、所得貸借 (Balance des Revenus) 四、國際貸借 (Balance des Comptes) 五、最終國際收支 (Balance Finale des Payments) 六、總額國際收支 (Balance Totale des Payments) 即ちこれである。この分類は夫々其の貸方借方の目標とするところ又はその目標の表現に於いて意

1) Société des Nations: Balance des Payments (1936) 1937, p. 160 et s.

圖するところによつて行はれてゐる。此等の細論については別の機會を俟たなければならぬが、彼は此等のうちでも特に國際經濟均衡に關する重要なものとして國際貸借(Balance des Comptes)及國際收支(Balance des Paiemens)をあげ、特に Balance des Comptes の内容をば次の如く云つて居ることは本論の研究上注目すべき點である。即ち彼は「國際貸借にあげなければならぬものは、當該年度間に正常的に其の決濟に期待さるべき範圍に於いて過去から傳へられた債權債務のすべてである」と云つて居る。詳言すれば一國の國際貸借なるものは、單に商品のみ又は商品や勞務のみを對象とする國際流通取引上當該年度に生じた債權及び債務のみをいふのではない。それは此の外に尙ほ過年度に於いて生じた又は正常的に國際貸借が成立する期間に問題となる債權債務のすべてであるといふのである。此の意味よりして國際貸借に含まるべきものは、之をアフタリヨンによつて列舉すれば次の如き五項目である。

一、對外貿易によつて生ずる債權債務

二、勞務によつて生ずる債權債務、この中には國際觀光に關するものや移民の送金をも含む。

三、利子及び配當に關する債權債務

以上の三項目の債權債務は、一般に國際貸借と呼ばれてゐるものすべてに含まれてゐる。併し次の二つの項目は必ずしもさうではない。即ちそれは前述アフタリヨンの如き意味に於いてのみ考へられるものである。

四、長期對外債務の年賦償還金、此の債務が政府のものであるか又は個人のものであるかは勿論別に問ふところではない。

五、當該國際貸借年度に於ける支拂債務、これも亦その債務が政府のものたるか個人のものたるかに關係がなすことは前と同一である。

繰返して云へば、かかる意味の國際貸借即ち上述五項目を含む國際貸借は一般に國際聯盟又はフランスに於けるメイニヤルやリストやシュウオプ等の見解と異なる。此等の人々の見解は、一般的にいへば何れも上述せる意味の國際貸借から、支拂期限の到來せる長期對外債務の年賦金や當該年度に於ける債務の支拂を明かに除外してゐる。

2) Aftalion: L'Equilibre dans les relations économiques internationales, 1937, pp. 6-13.
3) Aftalion: op. cit. p. 7.
*) Cfr. La France Economique (Revue d'Economie Politique, No. 2, 1939)

濟が無政府的な生産取引を行つてゐる限りに於いては考へられないことである。

國際貸借について、今先づ貸方勘定にある場合を述べると、その結果惹起されることは、金及び金爲替の流入であり、外國への新投資であり、更には對外債務の前拂的償還例へば外國公債證券の買戻である。之に反し國際貸借が借方勘定にある場合について云へば、かかる事情の結果はその國の金準備が減少するか、又は之を補充するために債務が増加するか、更にはまたその國の手持外國證券が減少するかが考へられる。要するに一國國際貸借の内容の變化は大體同時にその國の國際收支の内容を條件づけることを語るものである。

この點から佛印の國際貸借は佛印の經濟力を判定する根本的資料であるといふことができるし、また佛印の一定年度に於けるバランスが如何なる程度のものであるかを示す標準的なものであるといふことができる。今佛印の國際貸借について研究せるものを見るに、其の注目すべきものとして第一にあげらるべきものは佛印統計年鑑に於けるスモルスキイの發表であり、其の第二にあげらるべきものはやはり同氏が一九三四年より一九三七年に至る連續四ヶ年間の調査を印度支那經濟年報に發表せるものである。此筆兩者の異なる點は、第一のものが三ヶ年間のものであるのに對し、第二のものは更に進んで四ヶ年間に亘るものであり、尙ほ前者には何等の説明も加へられてゐないのに對し、後者は諸般の註釋吟味が加へられてゐることである。このスモルスキイの國際貸借中特に四ヶ年連續の後者が重視される理由は次の如くである。即ち周知のやうに國際貸借の數字の内容は大體近似的なものに過ぎない。そしてこのことは國際觀光や移民送金等直接正確に評價し得ない項目に於いて特に然りである。かくの如く一國國際貸借の數字が概算的のものであることを認めなければならぬとすれば、このことは同時にその國の年々の國際貸借を吟味する態度は極めて慎重でなければならず、そしてそのためには出来るだけ連續的に相當年次に亘つて比較較量することが重要なとるからである。

スモルスキイの佛印國際貸借は上述せる意味よりして極めて重視さるべき調査であり研究である。特にこの國際貸借が上述せるが如く、其の國民經濟力の表現として重要なものであることは、またそれが佛印の貨幣制度及び關稅制度に及ぼす作用を輕視することができない。併しその國際貸借の内容の細部即ちその貸借の内容項目及

點の詳細に就いては別の機會にゆづる。

5) Annuaire Statistique de l'Indochine 1936-1937, p. 238.

6) Bulletin Economique de l'Indochine 1939, Fas. I, pp. 19-22.

び統計資料等については尙ほ検討を要する點がないでもない。ケリヤン教授もこれらの點について同一意見を發表してゐる。⁷⁾以下此等の點を項を改めて論述してみたい。

一 佛印國際貸借の内容

以上述べたところに基き、以下佛印の國際貸借を検討せんとするものである。佛印國際貸借検討資料としては已に述べた二つのスモルスキイの研究があるが、ここで特に基礎資料として使用せんとするものは後の研究即ち彼が一九三九年の印度支那經濟年報に發表せるものである。⁸⁾

第一表 一九三四年—一九三七年間印度支那國際貸借 (單位百萬フラン)

名 稱	一九三四年		一九三五年		一九三六年		一九三七年	
	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方
商 品 及 貴 金 屬	1,081	926	1,226	902	1,588	975	2,596	1,563
貴金屬及流通外貨幣勘定	6		6	1	5	7	8	
勞 務								
ト ラ ン シ ャ ッ ト	19		26		33		33	
佛 印 航 費		1		40		37		55
佛 印 官 吏 費		1		1		3		2
佛 印 在 外 費		1		1		1		1
佛 印 觀 光 費 及 旅 費		3		3		4		3
郵 便 爲 替	10	7	11	6	13	6	17	6

7) Khérian, G.: La Balance des Comptes de l'Indochine, 1939, p. 14, et s

8) Bulletin Economique de l'Indochine, 1939, Fas. 1, p. 17.

*) この金額には 14百萬フランのチイ、ク材の輸入額が加へられてゐる、この金額は1935年後は別勘定となつた。

このスモルスキイ表については二つの考察を必要とする。即ちその名稱と内容とに關するものである。

まづ第一點について云へば、本表はその名稱が「一九三四年—一九三七年間印度支那國際貸借」となつてゐるにも拘らず、その内容とするところは國際貸借ではなく國際收支である。このことは本表の部門中に「資本移動 (Mouvements Nouveaux de Capitaux)」なるものがあることからして明かである。この點は一九三七年の佛印統計年鑑に示されてゐるものも亦同斷である。

次に第二點は、國際貸借の内容に關してであるが、即ちスモルスキイの國際貸借にはその嚴密なる國際貸借の意味に於いて三つの部門、詳言すれば商品及貴金屬に關する部門、勞務に關する部門及び償還年賦金に關する部門があげられて居り、これらのものを總括したものに對して所得貸借 (Balance des Revenus) なる名稱が與へられてゐることである。この内容が國際貸借的なるものをば敢えて所得貸借とよんでゐることは考察を要するものと思はれる。

更に内容上第一に「商品及貴金屬 (Marchandises et Métaux précieux)」なる部門について述べると、この部門には特段にデリケートなものを含んでゐない。スモルスキイがこの部門に於いて取扱つてゐるものは、専ら商品に關する取引並に貴金屬及び流通外貨幣に關する取引のみである。唯この部門に取扱はれてゐる金について述べると、佛印では金貨は貨幣として流通されてゐない。従つて金の輸入目的は工業用換言すれば裝身具作製のためである。佛印住民にとつては金の裝身具による富の貯藏は一般に考へられてゐる。佛印から生産される金分量の大部分は一般には其他鑛産物と共に輸出されてゐる。

次に第二に勞務 (Services) の部門に移る。¹⁰⁾ これにも亦著しい難點はない。この部門中には既にクラシツクな項目としてトランシツト、觀光費、保險費、移民送金等の如きものがあげられて居り、これとともに官廳費もあげられて居る。官廳費は休職官吏費、恩給費といふ項目に於いて勞務部門中に含まれてゐる。唯多少問題と考へられることは、スモルスキイが佛印觀光費中に佛印官吏の渡航費をも含ませてゐることである。この兩者は原則的には區別さるべきものであると考へられる。尙ほ一般に各國國際貸借の勞務の部門中にあげられてゐる運賃といふ

9) Khérian: op. cit. p. 9.

10) Khérian: op. cit. p. 10.

項目がスモルスキイ表中にないこともまた一言を要する點であらう。恐らくスモルスキイは佛印の海運といふものが殆んどたいしたものでないかと考へ、かかる點から輸出入に關する年々の運賃額は之を商品部門に於いて考慮したものであると考へられる。このことに關しては併し、正式に運賃項目の設定が望ましいやうに思はれる。

最後に第三には、年賦償還金 (Annuities) なる部門についてである。この内容は第一には證券賣買並に利札拂であり、第二には國防費であるり、そして第三には本來銀行決済によらずして小切手其他の方法による決済に關する見方の問題である。この第三部門には問題がある。次に再論しよう。

先づ第一に證券賣買並に利札拂なる項目について見ると、この項目は一般には比較的重要であるが、國際貸借の問題ではない。蓋しかかるものは本來は正常的に支拂期限の到來せる債務の支拂ではなくて、正に國際收支に關して問題となる資本の移動に關するものだからである。スモルスキイがかかるものを年賦償還金部門中に一括して入れたことは、證券取引並に利札拂はその間その比率をきめることが困難であると考へたからであらう。尤も事實上佛印に於ける證券賣買は莫大なものでないから、その佛印國際貸借に於ける意義はその全體の結果を著しくは變化しないとも考へ得られる。

第二は國防費項目に關する問題であるが、この國防費は佛印國際貸借諸項目中では第三位を占めてゐるものである。この國防費を國際貸借に計算することは原則として相當論議されるところである。併し今ここでこれらの問題に立ち入ることはやめ別の機會を待つ。

第三の論點は、スモルスキイ表の分類中最も見解の分れるところである。それは本來銀行決済によらずフランス國庫と佛印各金庫間に小切手其他によつて決済される諸項目は之を國際貸借中の項目とするや否やといふことである。¹²⁾この内容は主として恩給、印度支那借入金、休職官吏の俸給旅費、物品購入等に關聯してゐるが、陸海空軍に關する軍事費には關聯がない。凡そ一般には國際貸借は行政關係諸項目は之を除外してゐる。これに計算されるものは専ら個人取引による債權債務のみであり、銀行によつて決済されるもののみである。

是に於いて國際貸借が單に個人による銀行取引のみを問題とするのか又はこの外に上述の諸項目をもあぐべき

11) Khérian : op. cit. pp. 10-11.
12) Khérian : op. cit. pp. 13-14.

であるのかといふ見解の相違がおこる。或は上述の行政關係項目は之を考慮しないといふ見解にたつて佛印爲替に對しては行政關係項目は何等影響なしと主張し、凡そ行政關係項目なるものは、その内容の如何を問はず結局には政府の計算に於いて振替られるものであり爲替市場には何等影響のないものであるから佛印の國際貸借の場合も行政關係項目は之を含まないといふ狭い見解をとるものがある。然るに之に對してはまたスモルスキーの如く行政的諸項目をも國際貸借中にあげるものもある。ケリヤンも亦之を認める論者である。彼によればまたその理由は次のやうに二つあげられてゐる。³¹⁾

先づ第一點では行政關係項目が佛印爲替に影響しないといふことから之を排除するは當らないといふ。蓋しピヤストル・フラン間には法定比率があるから國際貸借での個人的項目なるものも爲替市場には作用し得ない。實際爲替幣給間には著しい不一致があつてもピヤストルの相場は著しく變化しないが、それは全くピヤストルがフランに依存してゐるといふ理由に基くものである。即ち爲替の賣手と買手とがピヤストル一〇フランの割合でそのピヤストルへの交換またはその逆の交換を印度支那銀行に要求することになるからである。佛印ではこのことこそが爲替市場に於いて爲替變動の發生を妨げる機能を果すものである。

第二點は、以上述べた考察はピヤストルとフランとの間に法定比率が成立してゐる限り佛印國際貸借は貨幣の面からは何等の影響のないことを語るものであるが、然らばかかる國際貸借の眞の利益は何を以つて之を認めるかといふことである。もし眞の佛印經濟力の各種の様態が結局國際貸借により貸方勘定又は借方勘定で示されるとすれば、利益は正にそこに存在するものと謂はなければならぬ。このことは少くも國際貸借から求められる長所である。實際上から見ても貸方勘定が永續することは對外債務の減少または資産増加の形式の下にその國の經濟力の増加を示すものであるし、また借方勘定が存在すれば貸方勘定の場合とは違つて債務の増加又は資産の減少を來し、その國の經濟力の減少を語るものである。佛印の場合も國際貸借は當然フランス其他に對する債權債務關係として響いて來ることになる。併し、若し佛印の國際貸借をかくの如く考察するときは、國際貸借が單に個人の取引のみを考慮することだけでは充分でない。國際貸借にはなほ更に佛印とフランスとの間に債權債務

13) Khérian: op. cit. pp. 14-15.

の關係を生ずべきあらゆる行政關係項目をもあげることが必要である。これ即ち行政關係項目をも國際貸借項目に認めんとする論旨である。單なる爲替問題でなく、廣く國際經濟的見地に立つてその國際經濟力を判斷する點から云へばこの主張こそ認めらるべきである。

以上はスマルスキイの作成せる佛印國際貸借に關する名稱及び内容に關する説明である。尙ほ貸借諸項目の分類もまた必ずしも全面的に満足すべき程度のものではないが、今大體ケリヤンの修正に従ひこれら諸項目を既にあげた三部門について分類すると次のやうになる。

一、商品及貴金屬の部門に加へらるべきものは「C. I. R. C.」¹⁵⁾による支拂「項目」である。これは佛印のゴム商品輸出に伴つて起る債權である。

二、勞務部門中に含まるべきものは二つある。一つは「國防費」項目であり、も一つは「國庫勘定」項目である。前者についていへば、軍隊維持費は實際上では佛印の觀光費とその性質を異にするものではない。また後者「國庫勘定」項目に含まれるものとしては、本國行政費及び植民地退職相互金庫分擔金、在、パリ佛印經濟代表機關に關する費用、ハヴァス代理機關補助金、國際市場及び博覽會加入費等があげられる。これらのものは何れも勞務項目に照應するものである。蓋しこれらは何れも勞務經費に關係して居つて、資本の貸付または投資に基づく支拂のごときものとは何等含まれてゐないからである。

三、「償還年賦金」なる部門に含まるべきものについては既にふれたところである。以上述べた點によつてその分類並に項目を調整し、総合的に佛印國際貸借を再編成すれば次の第二表のごときものとなるであらう。¹⁶⁾

(單位百萬フラン)

名 稱	一九三四年		一九三五年		一九三六年		一九三七年	
	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方
I 商品及貴金屬								

14) Khérian : op. cit. p. 16.

15) C. I. R. C. は Comité Internationale de Réglementation du Caoutchou (國際ゴム經濟委員會) の略。

16) Khérian : op. cit. p. 17.

總 計
國 際 貸 借 強 高

二九	六五	四八〇	五五三	六〇〇	七五九	一、一九九	八五五
四七	一	七二	一	六二	一	一、一九九	三六
六五	六五	五五三	五五三	六〇〇	八二〇	一、一九九	一、一九九

二 スモルスキイ統計の評價

佛印の國際貸借を作成せんとするためには二つの方面の協力が必要である。その一つは行政的方面であり、もう一つは信用諸機關特に印度支那銀行の協力である。

スモルスキイ國際貸借の研究は正にこの二つの統計資料によつて行はれたものである。しかも彼はその地位から見て有力な資料を利用し得る最も都合な地位にある。即ちスモルスキイの評價は、その資料を國庫及び銀行から直接求めてゐると考へられるので、まづ誤謬なくブランクなく孫引がなく凡そ正確なものと考へられる。併しその評價の點に至つては必ずしもすべてが妥當であるとは考へられない。以下次の二つの問題について若干の考察を進めたい。一つは商品取引に關する評價の問題であり、もう一つは取引利益の移轉に關する問題である。¹⁸⁾

まづ商品取引の評價問題について述べる。この項目は年によつて二〇〇—一、一〇〇百萬フランの貸方勘定になつてゐる。¹⁹⁾この差額は佛印國際貸借の上では相當な金額であり、考慮を要するものである。何となれば實際佛印の輸出は、その輸出が佛印の國際貸借のために貸方となるときに於いて最も有利に計算に入れられるからである。然るに佛印の貿易統計の示す輸出中には、佛印の國際貸借のために貸方勘定とならないものがある。かかるものはむしろ輸出總額から差引かるべきものである。之を國際貸借の計算に入れることは商品に關する取引項目の貸方評價を過大にするものである。

かかる商品中にあげられるものは特にゴム、無煙炭、鑛産物金屬である。これら三商品の輸出對價の一部は再び佛印には歸つて來ない。輸出に於ける賣上價額は直接輸出商社のヨオロッパ本社の手に入る。この場合ヨオロ

18) 彼は佛印中央統計局に在職してゐる。
 19) Khérian : op. cit. pp. 18-20.
 20) Khérian : op. cit. p. 20 et s.
 21) Khérian : op. cit. p. 18.

ツ。本社は人件費、租税、買付資金、其他雜費等佛印に於ける當該商社經濟の金融上に直接必要な資金を佛印に送るのみである。

かかる事情を見れば、佛印の國際貸借は一層實際に適應させることが必要であり、これについては次の諸點への考慮を要することとなる。即ち一は賣上價額をそのまま佛印から持出すことを避けることである。この賣上價額が直接在ヨオロツバ商社の手に入る前に、佛印に於ける諸經費は佛印に移轉される資金として、それから差引かれることが必要である。も一つは、輸出價額をそのままにして置くとするれば「取引利益の移轉」なる項目をできるだけ増加することである。

以上の二方法は何れも同一結果を齎らすものである。實際に、例へば外國貿易の項目中貸方勘定から一〇〇百萬フランだけを減せしめやうとすることも、また或は「取引利益の移轉」なる項目を一〇〇百萬フランだけ増加させることも國際貸借の結果は究極同一である。

唯輸出商社の詳細な報告は發表されてゐないからあらゆる商社が印度支那銀行または其他のフランス系銀行とのみ取引しない限り、かかる金額を評價することは頗る困難である。併しかかる考慮の下では佛印の對外貿易項目の貸方勘定に超過があることは一應認めざるを得ない。

第二は、以上述べた點と異リスモルスキイ統計に過少評價があるといふことである。それは「取引利益の移轉」項目に關するものである。その理由は二つの點から考察される。その第一點はヨオロツバ側に存する原因である。それは既に述べた通り利益移轉に關する數字は實際ヨオロツバ商社が輸出對價を明にする限りに於いて増如するものと思はれるからである。併しも一つの原因はアジヤ的なるものである。即ち佛印に於ける支那人及チエネイによつて行はれる利益の移轉に基くものである。この利益の移轉を數字で示すことは前の場合よりも一層困難である。蓋し例へば支那人は必ずしも大信用機關を利用するものではないし、或る場合には支那人社會に於ける特殊の決済方法²²⁾によることさへあるからである。

かくして利益移轉項目は、もしフランス系銀行による利益のみに限るときは、その評價額は當然減することに

なる。併し佛印に於いて營業する外國銀行に對しては一應は報告を求め得るわけであるからその限り評價額は増加するであらう。尤もこの場合に於いても既に述べたやうに銀行以外の移轉は遂に捕捉することはできない。

かくのごとく、利益移轉項目の過少評價に關しては、たとひその過少評價を正確にすることは困難であるとしても、少くもかやうな過少評價が實在することの論證は可能である。この論證はスモルスキイ統計からこれを試みることができる。即ち佛印國際收支は既に述べたやうに、均衡すべきバランスであるが、第一表の勘定のは次のやうな借方勘定になつてゐる。即ち一九三五年、一九三六年、一九三七年に於ける數字は夫々三一四百萬フラン、二四一百万フラン、七六四百万フランである。スモルスキイはこの借方勘定を「資本の見えざる移動 (Mouvements invisibles des Capitaux)」と呼んでゐる。併しこの資本の見えざる移動こそは少くもその大部分は取引利益の移轉を示してゐるものである。勿論そのうちにはヨロッパに於ける商社の分も、また佛印で營業してゐるアジア系取引業者の分もあらうが。

かくて到達せる結論によれば、實際の嚴密な意味での佛印國際貸借は一九三六年及び三七年に於いても貸方勘定を示すことは困難だと云はれて居る。即ちスモルスキイの第一表は確かにこれら二ヶ年に於いて夫々六一及三二六百萬フランの貸方勘定を示してゐるが、資本の見えざる移動は更に著しい借方勘定を示してゐて、即ち夫々二四一百万フラン及び七六四百万フランである。然るにかかる資本の見えざる移動は主として利益のかくれた移轉に關するものであり、この移轉は正常的には國際貸借の借方勘定として現はるべきものである。

是に由つて之を觀れば、嚴密な意味での佛印國際貸借は一九三六年及び七年に於いても恐らくはマイナスとなることは免かれ得ないやうに思はれる。

三 佛印國際貸借と佛印貨幣問題

ピヤストルのフランからの離脱論者は、佛印國際貸借の内容について一の認識を有つてゐる。即ちピヤストルがフランから離脱するといふことは、佛印ピヤストルとフランとの間に一九三〇年に成立した連帶性を解くとい

23) Statistique Générale de l'Indochine : La Balance des Comptes de l'Indochine, 1939, p. 20.

24) Khérian : op. cit. p. 22.

ふことである。併し問題はかくして自動的となつたビヤストルは如何なる内容を有つかといふことも吟味しなければならぬ。

元來佛印のごとく金も産せず經濟的にも後れてゐる植民地が完全な金地金本位制を採用せんとすることは殆んど不可能に屬する。また一九三五年支那が銀本位制を廢棄してしまつた今日、今更銀ビヤストルを再び使用せんとすることも眞面目には考へられない。ともかく支那よりも銀を愛することは佛印の採るべき態度ではない。

佛印の國際貸借をば、以上述べた研究から見るときは、その限りビヤストルとフランとの間に存する連帶性を解くことは危険と不利との存することを認めざるを得ない。この意味に於いてビヤストルに自動性を與へることは問題を含むものである。

今上述の國際貸借を前提としてビヤストルを管理通貨とし爲替變動を制限するためには正常的には次の二つの點が考慮される。その第一は爲替安定資金の設定であり、その第二は國際貸借に於ける貸方勘定の増強である。然るに佛印に於いてはこれら二つの條件は何れも満たされてゐない。佛印は實際上充分な金地金準備を有つてゐないし、また國際貸借に於ける貸方勘定も規則正しく繼續されてゐないし、尙またその貸方超過の程度にも問題がある。スモルスキイ統計ではこの種の統計内容が全期間を通じてマイナスとさへなると謂はれてゐる。唯その利點は貿易に於ける貸方勘定のみである。

このことは、佛印に於けるビヤストルを管理通貨とすることは豫め金又は金爲替準備を要するものであり、その金額は少くも二〇億フランを要するとさへ云はれてゐる。従つてビヤストルをフランから離脱させることは現狀を以つてしては貿易的に見ればともかく、國民經濟的には問題を殘す。

四 佛印國際貸借と佛印關稅問題

佛印の國際貸借は、佛印の國際經濟的後進性によつて年賦償還金として極めて著しい借方殘高を示してゐる。スモルスキイ第三表によると、上掲年度に於いて五二四百萬フラン乃至八七三百萬フランの借方殘高を示してゐる。

25) Touzet: Régime monétaire indochinois, 1939, p. 303 et s.; Firou: La piastre et le franc (Revue indochinoise, 1938-1, p. 13, et s.)

26) Khérian: op. cit. p. 28.

る。²⁷⁾ 併し取引利益の移轉中のあるものは既に述べたやうに國際貸借に計算されてゐないため年賦償還金の金額は上掲年度に於いて六〇〇百萬フラン乃至一、二〇〇百萬フランであると云はれてゐる。²⁸⁾

かかる吟味の齎らず結論は、佛印の外國貿易は必然的に年々輸出超過となるといふことであるが、この超過額は年賦償還金項目の借方勘定を相殺するために八〇〇百萬フランを必要とするものであるといはれる。この條件が實際上充たされないとすれば、結局長期間には年賦償還が行はれないために同償還が洗滌してしまふか、然らずんば本國に膨大な借入金を設定することになる。いづれにしても、かかることは對外債務の増加を來し、それだけ年賦償還金項目の増加を示すものである。

併し實質上輸出超過をもつ貿易が行はれるためには、必然的に適當な關稅政策の選擇を要求するものである。事實かかる過剩額の成立は、佛印としては膨大な輸出を前提とするものであり、その輸出の可能性は關稅制度を周密に研究するに至るものである。理論的には關稅同化政策と關稅獨立政策との二つの方策について選擇が行はれるものであるが、併し結論的に云へば後の關稅獨立政策は現時の世界情勢に於ける植民地關稅政策としては最も危險の多い政策である。

先づ關稅同化政策についていへば、この政策は佛印では一九二八年四月十三日以來行はれて居る。この政策は佛印とフランスとの間に於ける商品の流通を恰も同一國内に於けるが如く取扱ふものであるから、この意味から佛印はフランス本國の最も重要な顧客であり、また同時にフランスは佛印の最も重要な顧客である。併しフランスがやむを得ない理由によつて佛印商品の輸入に對してフランスを護らんとするに於いては、關稅同化政策は放棄され、佛印も關稅自主政策を追及しなければならなくなる。

しかもしかかる佛印關稅自主政策即ち關稅獨立政策が採用されるとすれば、一方には當然本國佛印間の自由貿易政策は終りを告げると共に、また他方には佛印に輸入される外國商品への本國稅率適用も終りを告げることになる。これは關稅獨立政策のかぎり少くもその論理的にして公正な結論である。

佛印に於ける生産は、關稅同化政策によつては佛印がフランスに於いて求め得る市場を喪つたものとも考へら

27) Khérian : op. cit. p. 28.
28) Khérian : op. cit. p. 28.
29) Khérian : op. cit. p. 28.

れるが、同時に佛印は外國特にアジア諸國と協定し關稅引下によつてその販路を追及することができるから、フランスに於いて喪はれた市場を相殺的に獲得することになる。

上述せる佛印國際貸借の限り關稅同化政策の放棄は、實際問題として困難となる。蓋し現在世界各國の貿易は著しく保護的であると同時に自給自足的であり、更には統制的である。かかる時代に於いて關稅獨立政策の理論的長所にのみ拘泥することは反省を要するからである。

結局佛印には上掲の國際貸借の内容から見れば、原則として同化政策の維持が要求される。この點は貨幣政策について求められた結論と同様である。

結 言

以上述べたところによつて明かなやうに、佛印の國際貸借は確かに一の後進國型の性格をもつ。それは國際貸借に於いて後進國が示す二つの特性から認められる。即ちその一つは貿易部門に於ける正常的輸出超過が認められること、も一つは年賦償還金部門が慢性的に不足を示す特性を有つてゐることである。一般に後進國の國際貸借がかかる特性を有つことは後進國が單に政治上獨立してゐるか否かといふことには關係はない。それはむしろ後進國が外來資本に依存することの必然的狀態にあるか否かといふことに基くものである。従つてかかる後進的國民經濟がその發展を圖るためには、一般には後進國は外國または本國の資本即ち外來資本の協力を必要とするものである。

總括的に佛印の國際貸借を見ると、スモルスキイ統計の吟味に於いて明かなやうに、佛印國際貸借は外國貿易的に見れば輸出超過であるが、國民經濟的に見れば借方勘定を示してゐる。總じてかくのごときことこそは謂はゆる資本輸入國としての後進國的性格である。このことは既に述べたやうに貨幣政策上に於いてもまた關稅政策上に於いても少くも獨立政策は原則的には危險であると考へなければならぬ。